

新潟市曽我・平澤記念館運営協議会開催要綱

（目的）

第1条 新潟市曽我・平澤記念館（以下「記念館」という。）の運営に関し、意見を聴取するため、新潟市曽我・平澤記念館運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（委員構成）

第2条 協議会は、委員5人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

（1）学識経験を有する者

（2）学校教育及び社会教育の関係者

（3）公募による者

（委員任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会の会議を進行する。

3 副会長は、会長が欠けるとき、又は会長に事故があったときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（守秘義務）

第6条 協議会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、記念館で行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。